

公益社団法人フードバンクかながわ寄附金等取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人フードバンクかながわ（以下「この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 通常寄附金 この法人の会員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
 - ② 特別寄附金 前各号のほかに、個人又は団体から受領する寄附金
- 2 この規則における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(通常寄附金の募集)

第3条 この法人は常時通常寄附金を募ることができる。

- 2 通常寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(受領書等の送付)

第4条 通常寄附金又は公募寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1項による募金目論見書（並びに認定書写し）を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項及び特別寄附金の受領書には、この法人の（主たる業務である）公益目的事業に関する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(特別寄附金)

第5条 この法人は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。受領に際して寄附書にて寄附者の資金使途等の意思を確認する。

- 2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用（処分等）の方法について条件が付されているとき（、若しくは負担が付されているとき、相当の管理費用等の経費負担が生ずるとき、又は管理リスクが生ずるとき）は、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

- 3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、（理事会の承認を得て）当該寄附金を辞退しなければならない。（また監事に報告するものとする。）

- ① 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

- ③ 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上（若しくは事業の大幅な変更又は管理等の相当のリスク等により）支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

（情報公開）

第6条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第7条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護管理規則に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

（改廃）

第8条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規則は、令和2年6月1日から施行する。